



○今枝委員長代理 内閣提出、裁判所の休日に関する法律案を議題といたします。  
まず、越旨の説明を聴取いたします。林田法務大臣。

## 裁判所の休日に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○戸沢委員長 これまでの説明は終わります。  
【今枝委員長代理退席、委員長着席】

得ない、しかし、裁判所の性質にかんがみて、緊急性を有し、国民の権利義務に重大な関係のある保釈手続、令状手続、保全手続などについては人的な、物的な体制を確保して、事件の受理だけではなくして、事件の処理についても適切な対応がなされるように配慮されたい、こういう趣旨の御回答でございました。

進していくという一環の政策のもとで、裁判所につきましても同様の趣旨から従前の日曜、祝日及び年末年始のほかに毎月の第二、第四土曜日を閉庁方式による休日とするということでございます。

○林田国務大臣 裁判所の休日に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

○坂上委員 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。坂上富男君。

政府としては、公務の円滑な運営を図りつつ週休二日制を推進するため、土曜閉庁方式を導入することが必要であると考え、行政機関について行文機關の本日開ける法律案を提出している。

そこで、本法律案は、裁判所において土曜閉庁方式を導入する必要があります。裁判所において土曜閉庁方式を導入するための法整備をしようとするものであります。

本法律案の要点を申し上げますと、第一は、日曜日、国民の祝日にに関する法律に規定する休日及

び年末年始に毎月の第二及び第四土曜日を加えた日を裁判所の休日と定め、その日には裁判所の執

務が原則として行われないことを明確にすることをいたしております。なお、裁判所の休日において

ても、裁判所が必要に応じて権限を行使することを妨げるものではないことを念のため規定すること

といたしております。

民事訴訟法及び刑事訴訟法等における期間の計算

について、所要の整備を行うこととしたとしております。

第三は、検察審査会の休日について、裁判所の休日と同様の法整備を行うこととしたとしておりま

す。  
以上が、裁判所の休日に関する法律案の趣旨で

○戸沢委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。坂上富男君。

○坂上委員 それでは、裁判所の休日に關する法律案について御質問をさしていただきたいと思います。

まず、休日に關する法律案になりますと、そこに働く裁判官並びに職員あるいはまたこれに関連をいたします弁護士等に及ぼす影響が少なからずあるものだと思うわけであります。また、国民の立場からいたしましても、國民生活に重要な影響を及ぼす部分も相当散見できるわけでございります。そんなような意味におきまして、本法案に關連をいたしましてこれに対応いたしますところの職員労働組合であります全司法あるいは日本弁護士連合会、こういうところとの休日法律案に対する協議あるいは了解、そういう点はどの程度なされたものであるか、できるだけ詳細にお答えをいただきたい、こう思います。

○金谷最高裁判所長官代理者 ただいま御指摘のような点がございますので、私どもの方といたしましても、全司法あるいは日本弁護士連合会の方には今回の土曜閉院の趣旨を十分御説明申し上げた次第でございます。

具体的に申し上げますと、日本弁護士連合会の方に対しましては、この休日法案の具体的な立案に入る相当前の段階でございますが、内部的な検討を始めたばかりの六月の時点での趣旨をお伝えしまして御要望を伺いに参りました。そして八月の時点で日弁連側からこの回答をいただいたわけでございます。

○戸沢委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

〔今枝委員長代理退席、委員長着席〕

○戸沢委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○戸沢委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。坂上富男君。

○坂上委員 それでは、裁判所の休日に關する法律案について御質問をさしていただきたいと思ひます。

まず、休日に關する法律案になりますと、そこに働く裁判官並びに職員あるいはまたこれに関連をいたします弁護士等に及ぼす影響が少なからずあるものだと思うわけであります。また、國民の立場からいたしましても、國民生活に重要な影響を及ぼす部分も相当散見できるわけでございります。そんなような意味におきまして、本法案に關連をいたしましてこれに対応いたしますところの職員労働組合であります全司法あるいは日本弁護士連合会、こういうところとの休日法律案に対する協議あるいは了解、そういう点はどの程度なされたものであるか、できるだけ詳細にお答えをいただきたい、こう思います。

○金谷最高裁判所長官代理者 ただいま御指摘のやうな点がござりますので、私どもの方といたしましては、これまで先生のおっしゃるようく合意が得られたとまで言うのは適切ではないと存じますが、趣旨は十分御説明申し上げ、御理解を得られた、このように考えておる次第でございます。

○則定政府委員 本省といたしましては、本年九月上旬の段階になりましたて、先ほどの最高裁と日弁連等との従前の話し合いを踏まえました案文作成が一応形が整いました段階で日弁連に説明いたしましたて御意向を聞いたわけでございますが、その時点で今回提出させていただいております法案の内容とほとんど同一のものにつきまして、特段の意見はないというところで御了解を得ておるわけでございます。

以上でございます。

○坂上委員 この休日法案というのと一体どういう目的を持っておるのでございましょう。

○則定政府委員 端的に申しますと、日本の国が経済力が相当高まりまして、國民の各レベルで生活上のゆとりといいましょうか、あるいは生活文化を高めるということで、内閣が行政府各機関一

○坂上委員 今の問題はまだ具体的な事例と関連を進していくという一環の政策のもとで、裁判所につきましても同様の趣旨から従前の日曜、祝日及び年末年始のほかに毎月の第二、第四土曜日を閉院方式による休日とするということでございました。す。

いたしましてお聞きをさしていただきます。

さてそこで、裁判所においては日曜日、祭日に執務をしないという法的な根拠というのはこれまであったのでございましょうか、あるいは今までではなくて、この法律で初めて法的に休むことができるようになったのか、その辺はどういう歴史的な休日の取り扱いになっていたのでございましょうか。

○則定政府委員 従前、官署としての裁判所の日曜、祝日等におきます執務体制といいますか、全員が出るあるいは休むという意味での執務体制について直接規定した法令はございませんでした。しかしながら従前から、一般職たる裁判所職員、つまり裁判官及び裁判官の秘書官以外の職員でございますが、これらにつきましては、裁判所職員臨時措置法によつて準用されます一般職給与法におきまして、日曜日、祝日には、特に勤務を命ぜられた者以外は勤務を要しないという規定になつております。裁判官につきましても、従前から一般裁判所職員と同様の勤務を行つてきました。つまり全般的に日曜、祝日等については休む、言うならば一般職員と同様の取り扱いということです。休んできたというのが実情でございます。

今回、改めましてこういう法案を出させていただきましたのは、従前の日曜、祝日、年末年始のほかに、新たに月二回の土曜日が休日になるというになりますものですから、それら全般につきましてこの法律で全般的に規定させていただくということになつた次第でございます。

○坂上委員 法案の第一条でございますが、第一項には「執務」とあります。それから第二項は権限の行使とありますが、これは同じ意味なんですか。

ざいましょうか、あるいはどういうふうにこの関係を解釈したらいいのか、その点まずお答えいただきましょうか。

○則定政府委員 法案一条一項に規定しております「執務」という用語でございますが、これは裁判所全体の執務体制ということを意味しております。

して、一条二項の権限の行使とは、裁判所が裁判所法や訴訟法等に基づいて個別に行使する権限を指称しておるものと想えておるわけでございまして、一条一項におきまして「執務」という言葉を用いましたのは、同項が個別の事務について規定したものではなくて、裁判所が全体としてろもろの事務を処理している状態を規定する言葉として的確であると考えておるわけでございます。一条一項と二項の用語の差から問題を将来に残すといふことはなからうと理解しておりますわけでございます。

○坂上委員 一条第二項の「権限を行使することを妨げるものではない」という規定ですが、これはどうも読み方によりましては、裁判所の自由裁量でやつてもやらなくて裁判所が勝手に選べるというふうに読めるわけでございます。また私たちには、少なくともそういうことを心配をいたすわけでございます。

しかも法律施行後は法がひとり歩きするという

ようなことがあるわけでございまして、法文によ

つて今言つたような趣旨でないということをやつぱりはつきりさせなければならぬんじやなかろうか、こう思つておるわけでございまして、私たち

の心配をいたしますのは、国民の権利行使に関連することを、これによつてサービスが低下すると

いうことを恐れておるわけであります。したがいまして、この第一条第二項は、裁判所が単に恩恵

をもつてやるんだ、したがつてあなた方から意見は聞くけれども、これについて余りつべくべ言わぬでくれ、こういうような趣旨、いわゆる自由

裁量権が大変裁判所にあるということになりますと、私たち国民の立場からいたしますと、これはなかなか心配をせざるを得ない、こうなるわけで

ございまして、この点もう少し明確な御答弁をい

ただきたい、こう思つておるわけでございます。

○則定政府委員 確かに語感の上からいいまして、一条二項が裁判所側の裁量によって一方的にある行為を行うというふうな受けとめ方がないわ

けではないかと思ひますけれども、この法案の趣

旨は、本来その日にあるいはその時点で裁判所が

その職責を果たす上で行わなければならないこと

を行つて差し支えないといましょうか、本来期

待されるべきことをその時点で果たすことができる

のでありますということを規定したいという趣旨

で、こういう用語を使わせていただいておるわけ

ございまして、裁判所側の専ら自由裁量でやりた

いときはやればいいということではない。

これは一般行政機関につきましての規定の仕方

を参考にいたしまして、裁判所の組織法上の特殊

性と申しましようか、一般行政機関におきまして

は職務の遂行を妨げないということを、裁判所法

等の用語例から見まして、権限の行使を妨げない

といふように規定させていただきましたのでございまして、今御指摘の趣旨は、土曜日を日曜日と同じように行なうということを規定したいということ

でござりますので、この直接の規定のない日曜日と

同じような扱い方になるわけでござります。

○坂上委員 それでは今度各論に移らしていただ

きます。

○坂上委員 刑務所、拘置所関係についてでございますが、

十一月八日の衆議院内閣委員会における矯正局保

安課長さんの御答弁があつたそうでござります

が、これによりますと、刑務所、拘置所等における収容業務、特に日常的な処遇業務は閉庁日でも

行なうが、面会、差し入れ等の対外的な窓口業務は

行なわれない、こういうふうにおっしゃったそんでござります。そうだといたしますと、受刑者は閉

じます。そういうふうに規定されたとおり、法律というの

が私たちの意思とかわりなくひとり歩きされることは、國民の権利行使に関する

大変でござりますし、また私が心配をする危惧

をなくするためにも、法文上、閉庁日にも行なう

べき事務というのを何らかの形で政令等で明記をす

ることが國民の人権保護の上においていいのでござります。

○坂上委員 あるいはこの質問では蛇足になるか

わかりませんが、監獄法の二十五条によります

と、「大祭祝日、一月一日二日及ヒ十二月三十一

日ニハ就業ヲ免ス」こう規定されておるそつでござります。また、同法七十一條にも死刑の執行に

ついて同様の規定があるそつでござります。

ところが、この土曜閉庁法の附則では、監獄法の免業日時に第二、第四土曜日、十二月二十九日、三十日、一月三日を加える手当をしていて、その場合に訴訟法上いろいろな裁判所の権限具体的な案件に當てはめましてその時点において処理する必要があるかどうかは、御存じのとおりそれの独立した裁判体の権限とということとでその独立性が保障されておる関係上、改めてこの法律で個々の案件をそれぞれ言及して、それらについては仮に、新たに休日になります土曜日等にやるべきであるといふふうな規定を置きますと、今申しましたような訴訟法の構造なり裁判所の職権発動の特殊性と申しますか、そういう点についていわばコミットすることとなる嫌いがございまして、せつかくの御指摘でござりますけれども、この法律なりあるいはその委任を受けた政令で規定するというのは妥当でないと判断しておるわけでござります。

○河上政府委員 確かに現行監獄法で御指摘のよな規定がござります。ただ、現行監獄法の中で、今委員御指摘のよう規定がありますが、日曜日については、実は直接の規定がないわけでございまして、土曜閉庁法は、土曜日を日曜日と同じように扱うということになりますので、この直接の規定のない日曜日と同じような扱い方になるわけでござります。というのは免業、つまり作業させる、させないと、それがから日曜日、土曜日休ませるということは、法になりますので、この直接の規定のない日曜日と同じような扱い方になるわけでございます。というは、免業、つまり作業させる、させないと、それがから日曜日、土曜日休ませるということは、法になりますので、この直接の規定のない日曜日と同じような扱い方になるわけでございます。というは、免業、つまり作業させる、させないと、それがから日曜日、土曜日休ませるということは、法になりますので、この直接の規定のない日曜日と同じような扱い方になるわけでございます。

○坂上委員 それでは今度各論に移らしていただ

きます。

○坂上委員 刑務所、拘置所関係についてでございますが、

十一月八日の衆議院内閣委員会における矯正局保

安課長さんの御答弁があつたそつでござります

が、これによりますと、刑務所、拘置所等における収容業務、特に日常的な処遇業務は閉庁日でも

行なうが、面会、差し入れ等の対外的な窓口業務は

行なわれない、こういうふうにおっしゃったそつでござります。そうだといたしますと、受刑者は閉

じます。そういうふうに規定されたとおり、法律というの

が私たちの意思とかわりなくひとり歩きされることは、國民の権利行使に関する

大変でござりますし、また私が心配をする危惧

をなくするためにも、法文上、閉庁日にも行なう

べき事務というのを何らかの形で政令等で明記をす

ることが國民の人権保護の上においていいのでござります。

○坂上委員 あるいはこの質問では蛇足になるか

わかりませんが、監獄法の二十五条によります

と、「大祭祝日、一月一日二日及ヒ十二月三十一

日ニハ就業ヲ免ス」こう規定されておるそつでござります。また、同法七十一條にも死刑の執行に

ついて同様の規定があるそつでござります。

ところが、この土曜閉庁法の附則では、監獄

法の免業日時に第二、第四土曜日、十二月二十九日、三十日、一月三日を加える手当をしていて、その場合に訴訟法上いろいろな裁判所の権限具体的な案件に當てはめましてその時点において処理する必要があるかどうかは、御存じのとおりそれの独立した裁判体の権限とということとでその独立性が保障されておる関係上、改めてこの法律で個々の案件をそれぞれ言及して、それらについては仮に、新たに休日になります土曜日等にやるべきであるといふふうな規定を置きますと、今申しまして、土曜日が土曜日と同じように扱うということになりますので、この直接の規定のない日曜日と同じような扱い方になるわけでござります。

○河上政府委員　内閣委員会における中間保安課長の答弁の趣旨は、閣府土曜日においても、基本的には他の閣府日と同様の扱いとなるという趣旨でございます。

たた、今度の閉庁土曜日というのが新たにいわば休みになるといったような趣旨を考えまして、運用の面では、これは各施設によつていろいろ職員事情が異なるのですし、それから立地条件も異なりますので、各施設の職員配置などいろいろなことを考慮して、できる限り柔軟な対応が図られるように、各施設ごとに現在検討を進めさせているところでございます。

○坂上委員 ひとつ特段の御努力をお願いいたしたい、こう思つております。

さてまた、局長さんの方では、日弁連の昭和六十三年九月十四日付の「拘置所の夜間勤務体制等

○**坂上委員** 法務当局は、日本弁護士連合会との意見交換会におきまして、「刑事施設の執務時間外においては、刑事施設の職員の勤務配置が夜間体制となり警備・保安力がせい弱となる時間帯を除き、事前に弁護人等から連絡があつたときは、その弁護人等からの面会に応じるものとする」このように実施できるよう、当局において、今後刑

事施設の設備・構造の充実向上及び職員事情の改善等管理運営体制の整備に努める」、こういう内容を「弁護人等との面会の運用方針の骨子（案）」として示したということでおございますが、これは事実でございましょうか。そうだといたしますと、さつきの答弁との内容ではどういう関係になりますのでございましょうか。

○河上政府委員　御指摘のような「弁護人等との面会の運用方針の骨子（案）」というものを日本弁護士連合会の方にお示ししております。

刑事施設法案につきましては、昭和五十七年の四月、第九十六回の国会に提出されたわけでござりますが、その後、日本弁護士連合会から種々の御批判をいただきまして、五十八年の二月から昨年の四月まで多回にわたりて意見の交換を行つたわけでございますが、その間に衆議院の解散がございまして廃案となつたので、意見交換会の際、いろいろお聞きしました御意見に基づいて法案の修正の必要性を検討いたしまして、合計二十一項目の修正を加えて、さきの国会に再提出いたしましたことは御案内のとおりでございまして、この日弁連との意見交換会の中で特に重要な問題点の一つとして日弁連側から御指摘されたもの一つに、法案第二百十一条に定める弁護人等との面会の管理運営上の制限に関する規定がございまして、昭和五十七年度の法案では、法制審議会の答申のとおりに、管理運営上の制限の具体的な内容はすべて法務省令に委任していたわけでございます。しかし、その権利保障性を強めることが必要であるという日弁連側の御主張も私ども十分わかりましたので、その後考査いたしまして、現在の法案の百十一条一項から三項までのよう修正を加えたわけでございます。

この論議の過程の中で日弁連側から、百十一条三項の基本的な運用方針の骨子案を示せ、示してもいいといふという御要望がございまして、御指摘のような骨子案を提示したわけでござります。これに対して日弁連の方からは、刑事施設法案のものにおける弁護人等の面会について、この骨子案の

ような実務が運用されれば評価したい、こういふような御見解をいただいております。

ただ、これはあくまで現在御審議いただいているままの刑事施設法案に係る運用の問題でございまして、先ほど私がここで御答弁させていただきましたのは、あくまで現在の監獄法令のもとにおける取り扱いについてのものでございます。新法草案のもとでこの運用方針の骨子案というものが示されたわけでござりますけれども、現行法とそれから刑事施設法案というのは実は基本的な立て方について若干の違いがあると私ども考えております。

現行監獄法令の考え方というは、何といいますても明治四十一年につくられた古い法律でござりますので、刑事施設というものは有限の人的あるいは物的施設によって継続的に多数の被収容者は収容して処遇しているわけですから、逃がさないといった所期の機能を十分に果たすように管理運営を円滑に遂行することにどうしても重点を置いている法律でございまして、被勾留者と弁護人等との接見についても、この法律の字面から申しますと限界がかなりあるというふうな考え方をせざるを得ないような立て方をしているわけでございまして、その限界を現行法で定めておりますのが監獄法の五十条の規定に基づく委任命令規定でござります監獄法施行規則の百二十二条でござります。

もとより、現行監獄法令のもとにおきましても弁護人面会の重要性というものはやはり大きなものでございまして、刑事施設といたしましては被勾留者と弁護人等との面会あるいは接見について、その防衛権ないし弁護権、そういうものを侵害することのないよう十分配慮しなければならないということは私ども承知しているわけでございますが、現実には明治以来現時点まで、こういういわば古いと言うとちょっとあれだと思いまして、古い監獄法のもとで限られた人的な、物的な手段を前提として現行監獄法の施行規則百二十二条の規定が設けられて運用されてきておりわけ

でございます。  
被収容者の接見について刑事施設の管理運営上の制限として執務時間内に限り旨この監獄法施行規則百二十二条が定めております関係から、刑事施設法案の第百十条のように権利保障性を現在より格段に強めるようなことを前提といたした条文、それに基づく運用方針の骨子案、それとは内容的にはいささか異なるを得ないというのが現実でございます。

○坂上委員 そうだといいたしますと、局長、いかがでございましょうか、この土曜閉庁法案というものは結局のところ執務時間外の時間を広げるという意味でございます。この問題のある監獄法施行規則の規定を維持しながら執務時間外の時間を広げるというのは、この点に関する限り改悪になるのじゃなかろうか。これを改悪としないためにも、少なくとも閉庁土曜日についての接見については現状どおりとすべき措置をとるのが正しいのじゃなかろうか、こう私は思いますが、いかがですか。

○河上政府委員 どうも物事にはいろいろな面があるようでございまして、土曜日を閉庁することによりまして、確かに弁護人あるいは家族その他の方会といふものは必然的に制限されざるを得ない。しかし反面、委員御承知のとおり、監獄職員というものは実にまじめでございまして、職員を何とか各施設でできる限り夏休みをとるように私どもの面会といふものは必然的に制限されざるを得ない。しかし反面、委員御承知のとおり、監獄職員というものが現実でございまして、職員を何とかして少しでも休ませたい、休ませるのにはやはり法律できちっとそういうふうな形、土曜日も閉庁する、休むということになりますと、比較的頭の切りかえがきくわけでございまして、休むということもできるようになつてくるだろう、職員にとっては大変恩恵のある法律でございます。

ただ、そはいいましても、やはり入っている人たちにとって、とりわけ弁護人との面会といふのは大変な意味を持つことは私ども十分理解してゐるわけでございますので、先ほど御答弁申し上

げましたように、何とか少しでも前向きの形で検討できないかということで現在検討させているわけでございます。

○坂上委員

大変大事な発言もあつたわけでござります。刑務所の職員等は年休は本当にとれないというお話のようです。もう少し実態をお話しください。これはやはり大変なことでございます。また上方の方から幾らとれと言つても人数が足りない、保全方法が完璧でない、こういうようなことになつても、それとれと言つたって現実にかわる人がいなければとれるわけではございませんし、どうも実態が思うように完全に休暇が与えられるような配備がなされていないのじゃなかろうか、こういうことも考えられるわけでございますが、実態はいかがでございます。

○河上政府委員

実態の非常に細かなことは各施設によってそれぞれ違うわけでございます。手元に資料がございませんので、ここで直ちに申し上げることもできかねますが、一応夏休みのことを申し上げましたのは、夏休みというのはどうしても集中して職員がとるわけでございますので、例えば夏休みのための代替要員というようなものが確保できればかなりの期間とすることはできるかもしだれませんけれども、それはなかなかできかねる。つまり監獄職員、特に被収容者に直接接する保安関係の職員というのは相当の経験あるいは知識がないと勤まりかねる職種でございますので、どうしても一ヵ所に固まるような休みの場合非常に困難でございます。

それから年間を通じての休みというのも、他の

国家公務員と比べてたしか年休の消化率は悪うございますが、これは上方で幾らとれと言つてもなかなかとらない方もおりますし、それから、何とか無理してでも十分とられる方がおりままでの、一概には申しかねると思います。ただ、夏休みの場合と年間を通しての場合は違います。

この法律が通ることによって、年間を通してかなり休みをとることができるようになるというふうに私どもとしては期待しているわけでございま

す。

○坂上委員

時間があつまつでちょっと急がしてもらいますが、確かに今おっしゃるとおり、ばかりやすい。しかし現実に夏休みあるいは年休、これはなかなかとりにくい。非常にいいようございますが、これは本当のことと言いますと、やはりとつてもらわなければいけない問題なんだろうと私は実は思つておるわけであります。

実際に私たちの立場においては、何としてもこういうものは強制的にもとつていただきたい、こう実は思つておるわけでございます。

さてそこで、そういう立場に立ちながら今度は

四日ないし五日から六日ないし七日にふえるわけ

でございます。これが十二倍ということになるわ

けでございます。そこで、働いていたる人から見ま

すると、こういうふうに休日が多くなります。し

たがつて、その休日以外の日はきつと働くわけ

でございます。そういたしますと、休日のとき、

例えば自分の家族が刑務所に入っている、拘置所

に入っている、こういうようなときはやはり休日

に面会をしなければならないのじゃなかろうか、

こう思つておるわけであります。しかも単位労働

時間が決まります。それが十二倍になると、

どうも夏休みのための代替要員といふやうなものが確保できかねます。

そこで、どうも夏休みのための代替要員といふやうなものが確保できかねます。

庄の土曜日ぐらいは面会ぐらいはさしていただかなければいけないのじゃなかろうか、こう思つておるわけでございます。いかがでございましょうか。

○河上政府委員

委員のおっしゃる趣旨は私どもの方も十分わかるわけでございますが、土曜日は開廷とするというこの行政機関の休日に関する法律案の趣旨からまいりますと、土曜日はやはり日曜日と同一である、それでようやく職員は休むことができます。もちろん十分わかるわけでございますが、これは、土曜開廷、どうでございますと、やはりとつてもらわなければいけない問題なんだろうと私は実は思つておるわけでございます。

さてそこで、そういう立場に立ちながら今度は

国民の立場に立つてみますと、例えば休日が月に

四日ないし五日から六日ないし七日にふえるわけ

でござります。これが十二倍ということになるわ

けでございます。そこで、働いていたる人から見ま

すと、こういうふうに休日が多くなります。し

たがつて、その休日以外の日はきつと働くわけ

でござります。これが十二倍ということになるわ

けでございます。そこで、働いていたる人から見ま

る」と認識をいたします。

○坂上委員

せひひとつ御努力をお願いいたしましたが、今までの東京あたりでは行われておるわけでございます。保釈直接といふふうなことでござります。それが、土曜開廷、どうでございますか。やりますかやりませんか。

○河上政府委員

委員のおっしゃる趣旨は私どもの事務で十分わかるわけでございますが、土曜日は開廷とするというこの行政機関の休日に関する法律案の趣旨からまいりますと、土曜日はやはり日曜日と同一である、それでようやく職員は休むことができる。もっとも、職員は休むことができるといつても、保安関係の職員は当然休めないわけですが、それでも、保安関係の職員は休むことができるというふうに考えておるわけでございます。

ただ、これまでの実務の経験から申しますと、

保釈につきましては、例えば勾留の執行停止など

他の事務で特に緊急を要するものにつきましては処理することといたしておりまして、保釈につ

いても基本的に同様に考えております。

ます。

○林田国務大臣

なかなか難しい問題でございますが、

あります。

從来から、執務時間外であります。

勤務時間外であります。

ます。





の実力者でござります。新聞によりますと、社長さんらが説得をした、そして承知をして回答したんだ、こう言つておるわけです。しかし、私は死んでも申さぬと言つたぐらいですから、このことで体で回答しないことが刑罰の対象になるわけでもございませんし、どうも真実を回答なさったかどうかといふことに若干の危惧を持つておるわけでござります。

ことはしばしば御説明いたしていふおりでござります。

したがいまして、仰せのような非公開株の譲渡  
関係についても、それは検査というのはある、は

行使としまして提出された資料につきましていろいろ申し上げる立場でないということをひとつ御理解いただきたいと思います。

却の政治家の有無を調べた、このリストに載つてない新たな政治家が約十名ぐらいいる、こういう報道がきのうあたりからなされております。さつきの質問の裏返しの質問になるわけでござりますが、どうもそこからしてみますと、国会に報告になつた回答書、江副氏の丙未質問の答弁、今の

しながら、その検討の結果現在どういう状況になっているかということについては、こういうことについてでは従来から答弁は勘弁していただきたいおられますので、その辺御理解いただきたいと思います。

うがあるのでございます。例えば飯田さんのセコムあるいはヤクルト、こういうところに割り当てになつた二けたの株数が江副氏に返された、こう言つておるわけであります。この株がどういうふうになつてゐるかなどといふことはまだ全くわかつておらぬわけでございます。検察の方はこううことらも調べておつてゐるようですが、

から押収品目録交付書というのをいただきまして、検察事務官、佐々木美喜雄さんが捜索をされ

ン、この譲渡先でございます。いわばリスト2は、バン会社にて、二三書りして、ミニマム

ぐらいいあるのか、幾株ぐらいあるのか、おわかり  
ならお答えいただきたい、こう思います。

がなされたことも私どもよく知ております。しかししながら、こういう問題については従来から国会で申し上げてまいりますし、検察幹部が報道関係者にこういふことを申すはずはない

これは、お話し申し上げますと、六万株のリストでございます。見てみますと、検察当局は、報

います。そのほかのものについては、果たしてい

せんけれども検討いたします、こういうふうに言つておりますから、一般的にはそういう観点で検

まして、従来から御理解いただいておりますよう  
に検査の内容あるいは検討の内容については答弁  
を勘弁していただかくということでございますの

かと私は思いますが、いかがでございましょうか。

つておるのでございましょうか、いかがでございま

○根來政祐委員 検討の内容といいますか調査の  
ましょか。

○坂上委員 としては拙見あるいは申し上げる立場でございませんけれども、そういうことは申し上げていないのでないかと考えております。

ことについて新聞記者に多少お話ししておりまして、その内容といたしましては、引き続き共犯関係についての更なる説明をいたしました。

したものと考えております。したがいまして、

ましましても検討する。こう言っておるのでござりますから、まあ大きく言えばそういう今御指摘の

はございません。私は事實を擧げて実は答弁を求めておいでございまして、新聞に書いてある検察が言つたなどいうのは否定をする、それはそれで結構ですが、主張する、云ふ言つこつま、もしも

します、こういうふうに説明しておるわけでござります。私どもは、国会の御議論も当然その中に入つておるのじゃないかというふうに考えておる

ういう喚問の場でそのリストの真偽がいろいろ議論されることと思います。したがいまして、私ども行政機関といたしまして、国会の国政調査権の

○坂上委員 さて、また同じような裏返しの質問になるわけでございますが、検察庁の方では複数の証券会社に問い合わせて店頭公開直後の株の売

○根岸政府委員 まことに恐縮でござりますけれども、おこしやす。か和が言つたのは、それ以外のいろいろな材料を出していかがかといふ御質問でござります。

ども、そういう検討の内容とか捜査の内容にわたることはひとつ勘弁願いたいと思います。

○坂上委員 さて、最後でございますが、大臣には税特で本当に一生懸命な御答弁をいただき、また誠実な御答弁をいただいて大変敬服をしておる

わけでございます。ついては、政治的な立場に立つて御答弁いただいて結構でございますが、御存じのとおりこうやって回答書が出てきて政治家がリストに載りました。今言つたように十名前後の者が隠れているとするならば、与野党を問わず公正だと私は思つてゐるわけです。もうこの段階に来たらやはり明らかにすべきものは明らかにし

て、四つぐらいに分類されると思うのです。一つは職務権限のある人、これは刑事責任を負うべき人でございます。いま一つは政治的責任を負わねばならぬ人。いま一つは道義的責任を負わねばならぬ人。いま一つはばつの悪い思いをしなければならぬ人。いま一つはばつの悪い思いをしなければならぬ人。この四例ぐらいに分かれると思つてございます。

だから、あからさまにばんと出していただきまして、しかも信用のあるところからこれを出していただきまして、そして平等に、名前が出ても今言つた四つに分類されるわけでござりますから、ばつの悪い思いはするでございましょうが、刑事責任を問われない人もあるわけでございます。そんなようなことから私もは、この際、権威あるところ、責任のあるところからまちとし公表があつてしかるべきなのじゃなかろうかと思つておるわけであります。従前の委員会の大臣の御答弁をお聞きいたしますと、出す用意はありますとおっしゃつておるわけでございます。ただし、条件があるようでございますが、これはこれで結構でございます。これは捜査の妨害になるわけでもございませんし、年内ぐらに出していただいていい問題でなかろうかと思ひますが、いかがでござりますか。

○林田国務大臣 私、前からお答え申しておりますように、国会における国政調査権につきましては法令の許す範囲内でできる限りの協力をさせ

ていただこうという所存でございまして、お尋ねのコスモス株の譲渡関係につきましては私承知をいたしておりません。聞いていないところでござります。

それで検察当局におきましては、国会における御議論も踏まえまして検討しているところであると承知をしております。まだその全容が明らかになつてないところから、現時点におきましてどう

ののような事実を御報告することができるかについて、申し上げることができないわけでございまして、御理解をいただきたいと存じます。できるだけこれからも努力をして捜査を続けていくか。

○坂上委員 ういう次第でござります。

○坂上委員 最後ですが、刑事局長、捜査状況はどうの程度まで進んでおり、見通しはどの程度ですか。

○根來政府委員 十一月十日の起訴によりまして一つの区切りをつけたわけでございますが、その後どういう検討をしていくかということについて

は、言うなれば水面下に沈んでやつておりますのでございまして、御理解をいただきたいと思つます。

○山田委員長 山田英介君。

○山田委員 私は、まず最初に、土曜閉庁問題全般にかかる点で二、三質問をさせていただきま

す。ひとつその辺御了解をいただきたいと思つます。

○坂上委員 どうもありがとうございました。

○山田委員長 山田英介君。

○山田委員 私は、まず最初に、土曜閉庁問題全般にかかる点で二、三質問をさせていただきま

す。ひとつその辺御了解をいただきたいと思つます。

○坂上委員 どうもありがとうございました。

○山田委員長 山田英介君。

○山田委員 まず、総理府が本年六月に公務員に関する世論

調査を実施されまして、その資料を拝見いたしま

すと、官公庁が週休二日制を進めていくことにつ

いては、行政サービスへの配慮をするならば

賛成、配慮が欠けていれば反対、こういう点で二

八・一%という回答であった。確かに官公庁が週休二日制を進めることにつきましては賛成が三〇%を超える、あるいは反対が二七・七%といま

います。この二八%余の国民の声は非常に重いものがあると私は考えますが、この点をどう受けとめ、また行政サービスへの配慮をしていかれるのか、まずお伺いしたいと思います。

○河野説明員 ただいま先生お示しのとおり、調査結果によりますと、二八・一%の方が行政サービスへの配慮をするならば賛成、それでなければ反対ということで、私どもまさにこういう条件つきの方に賛成に回つていただくような努力をしなければいけないと思つております。

実は昨年來、総務庁を初め各省庁におきまして、土曜閉庁方式について御意見を各方面から伺つてきたわけです。その際も条件つき賛成という方が相当数おられまして、具体的にその条件の内容でございますが、例えば民間部門では経営の効率化によつて時短をしているのであるから公務員も公務能率を増進しなければいけないとか、緊急時の対応をしっかりとすれば、また土曜閉庁するにしても一齊に全部閉めるのはなくして必要なところはあけておくべきである、そのほかにこの際行政サービスを全般的に見直す努力をして、公務員がそういう努力をしているということがわかるば土曜閉庁についても理解できるというような御意見もあつたわけでございます。

○山田委員 行政機関の土曜閉庁方式による週休二日制の導入に当たりましては、予算あるいは定期的にその条件の内

は、言つたまゝ水面下に沈んでやつておりますのでございまして、御理解をいただきたいと思つます。

○山田委員長 山田英介君。

○山田委員 まず、総理府が本年六月に公務員に関する世論

調査を実施されまして、その資料を拝見いたしま

すと、官公庁が週休二日制を進めていくことにつ

いては、行政サービスへの配慮をするならば

賛成、配慮が欠けていれば反対、こういう点で二

八・一%という回答であった。確かに官公庁が週

休二日制を進めることにつきましては賛成が三

〇%を超える、あるいは反対が二七・七%といま

すと、官公庁が週休二日制を進めて、現

在総務庁で進めておりますさわやか行政サービス

というようなものを一層進めていくということを

閣議決定したわけでございます。

具体的に行政サービスを極力低下させないための工夫でございますが、例えば港湾関係の官署では、船舶が急に入港してくることもあります。

さいますので、そういうときには臨時開庁という

ような制度で対応する、あるいは土曜日国民の皆さんが申請書を持ってこられたときは、受付窓口、受付ボストを設けまして、無人でも受け付けだけはできるようになりますとか、その他もちろん工夫をそれぞれの官署の実態に応じてやつていてただくということを各省庁にお願いしているところでございます。

○河野説明員 ただいま先生お示しのとおり、調査結果によりますと、二八・一%の方が行政サービスへの配慮をするならば賛成、それでなければ反対ということで、私どもまさにこういう条件つきの方に賛成に回つていただくような努力をしなければいけないと思つております。

実は昨年來、総務庁を初め各省庁におきまして、土曜閉庁方式について御意見を各方面から伺つてきたわけです。その際も条件つき賛成という方が相当数おられまして、具体的にその条件の内容でございますが、例えば民間部門では経営の効率化によつて時短をしているのであるから公務員も公務能率を増進しなければいけないとか、緊急時の対応をしっかりとすれば、また土曜閉庁するにしても一齊に全部閉めるのはなくして必要なところはあけておくべきである、そのほかにこの際行政サービスを全般的に見直す努力をして、公務員がそういう努力をしているということがわかるば土曜閉庁についても理解できるというような御意見もあつたわけでございます。

そこで、五月三十日に土曜閉庁方式導入の具體の方策について閣議決定したわけでござりますが、その際、まずは航空空港署とか気象観測の官署、そ

ういう交代制勤務の官署は当然でございますが、美術館、博物館のような特に週末に国民の皆さん

が御利用になるような官署は閉めない、あるいは

非常に影響力の大きい学校とか病院の外来部門は閉めない。一つはそういうことを決定したわけでござります。

○河野説明員 まず、今回の土曜閉庁方式の導入と職員の勤務時間との関係について御説明させていただきますが、御存じのように、国

家公務員はこの四月から四週六休制をやつており

なされておられるのか、どういう実態であるのか、まずお尋ねを申し上げます。

それからもう一つは、閉庁する官署におきま

すと、官公庁が週休二日制を進めていくことにつ

いては、行政の簡素効率化を一層進め、現

在総務庁で進めておりますさわやか行政サービス

というようなものを一層進めていくということを

まして、その四週六休制は、週平均の所定労働時間四十二時間、四週につき二の土曜日を休むという方式でやつておるわけでございます。

今回の土曜閉庁方式でございますが、これは現在既にやつております四週六休制の枠内で実施するということでございまして、したがつて、その土曜閉庁方式を導入いたしましても職員の休日がふえるわけではございませんし、週所定労働時間四十二時間が短くなるわけでもないわけでございます。したがつて、私どもは一般的には土曜閉庁方式を導入したからといって超過勤務時間がふえることはないと考えておるわけでございます。

ただ、今、先生から組合のアンケート調査に基づいて御指摘があつた超勤問題につきましては、私どもも問題があると思っております。なお、政府として総労働時間の短縮ということを進めていく中で、四週六休制等によつて所定内の労働時間の短縮ということだけではなくて、例えば有給休暇の取得率を上げるとか超過勤務時間の短縮をするとかいうことを考えていかなければいけないと思つております。

具体的にどういうことをしなければいけないかといふことでございますが、まず一つにはつき合い超勤というようなものが結構あるわけでござります。これは上司が残つてゐるから残る、こういふのは全くむだなことでございますので、まずやめさせていただく。それから二つ目には、各省庁で事務の見直しとか事務のやり方の見直しということをやつていただきながらいけないと思つています。私どもが日ごろ見ておりましても、例えば各省折衝などで補佐同士にやらせておきますと明け方までかかる、それを局長同士で直接やれば五分で済むというようなことも間々あるわけでございます。それから三つ目に、そういう努力をします。それでも恒常に忙しいといふところにつきましては、各省庁それぞれ内部で人員配置の見直しをしまして、少しでも暇なところから忙しいところに人を回す、そういうような措置もやっていかなければいけない。私ども、こういう措置で

相当改善されるのではないかということで、機会あるごとに各省庁にはお願いしておるわけでございます。

○山田委員 次に、「土曜閉庁日に行なうことが予定される事務(案)」といふ五月三十一日に総務庁が提出されておりますものの中で刑務所あるいは拘置所が挙げられております。その事務の内容につきましては「被収容者の処遇に関する事務」とござります。基本的なことで恐縮でございますが、現状における刑務所あるいは拘置所の土曜日の面会あるいは差し入れ、こういう手続の取り扱い状況はどういうふうになつておるのか、教えていただきたいと思ひます。

○河上政府委員 お尋ねの土曜日でございますが、土曜日につきましては、現在のいわゆる四週六休制のもとでも一応面会、弁護人の接見、差し入れなどについては通常どおり行なっております。

○山田委員 分けて考えてみたいのですが、家族とか親戚、友人、こういう方が被収容者に対する超勤というようなものが結構あるわけでござります。これは上司が残つてゐるから残る、こういふのは全くむだなことでございますので、まずやめさせていただく。それから二つ目には、各省庁で事務の見直しとか事務のやり方の見直しといふことをやつていただきながらいけないと思つています。私どもが日ごろ見ておりましても、例えば各省折衝などで補佐同士にやらせておきますと明け方までかかる、それを局長同士で直接やれば五分で済むというようなことも間々あるわけでございます。それから三つ目に、そういう努力をします。それでも恒常に忙しいといふところにつきましては、各省庁それぞれ内部で人員配置の見直しをしまして、少しでも暇なところから忙しいところに人を回す、そういうような措置もやっていかなければいけない。私ども、こういう措置で

とは、被収容者にも人権があるわけでございますから、その観点からすればかなり大きな制限となると考えられます。このところ、ちょっと何とかならないのか。土曜日の午前中に面会、差し入れ等が集中をしているという実情、それから被収容者にも人権がある、しかし、この行政機関の土曜閉庁によりましてこれができなくなるというこ

とはかなり大きな制約である、大変な問題である、こう考えるわけですが、この点いかがでございましょうか、もう一度お願いします。

○河上政府委員 まず前提でございますが、土曜日に面会などが集中しているかどうかというようになります。しかし、時世が進んでまいりまして、公務員につきましても四週六休といふように皆さ

んが認めていただくよろ時代を迎えたわけでございまして、本当にありがたいことであると存じます。しかし、公務員としてできるだけのサービスをいたしますことは当然のことでございます。ただ、未決の被収容者の場合は、土曜日はいわゆる半ドンでございまして、半日しか勤務時間がないわけでございますが、平日の約五五%ということで、必ずしも大きな集中はなことでございますが、面会の件数、これは本年の十月を例にとりますと、既決囚、受刑者の場合、土曜日はいわゆる半ドンでございまして、半日しか勤務時間がないわけでございますが、平日の約五五%ということで、必ずしも大きな集中はなことですと行われておるということですが、今回の裁判所の休日に関する法律が成立をいたしましたと、それはどのように変わるのでしょうか、あるいは変わらないのでしょうか。

○河上政府委員 行政機関でございますので裁判所の休日に関する法律ではございませんが、同じく国家公務員の休日に関する法律の関係で、四週六休制といいますか、第二、第四土曜日が日曜日と同じでありますか、第六休制といいますか、第三、第五土曜日が日曜日と同じでありますか、第三、第五土曜日が日曜日と同じでありますけれども、約七割近くまでいつていると思ひます。そういう意味では、集中といふことかどうかは別として、ある程度半日の間にたくさんの方に見えてるということは事実でございます。もちろん普通の平日に比べて少のうございまして、土曜日を休ませていただくといふのはまことにありがたい法案でございまして、何とか土曜日が休めればそれだけ職員の休養にもなると思います。そういう意味では、集中といふことかどうかは別として、ある程度半日の間にたくさんの方が見えてるということは事実でございます。

ただ、先ほども御答弁申し上げましたが、職員もなかなかぎりぎりの配置をしている状況でございまして、土曜日を休ませていただくといふのはまことにありがたい法案でございまして、何とか土曜日が休めればそれだけ職員の休養にもなると思います。そういう意味では、集中といふことかどうかは別として、ある程度半日の間にたくさんの方が見えてるということは事実でございます。

○山田委員 先日、内閣委員会でいろいろ審議がなされました。その中で、弁護人の接見について矯正局保安課長さんからこういう御答弁がございました。「弁護人にありますところの接見というものが重要性にかんがみまして、この弁護人接見の緊急性あるいは必要性、こういうものが認められる場合には、各庁でそれぞれ職員配置等の手当をつづきますならば、これを極力実施する方向で努力いたす所存でございます。」接見の緊急性、必要性が認められる場合には、職員配置等の手当がつけば極力実施する方向で努力するということになりました。事実上これは土曜日は無理といふことなんですが、なぜかは別として、ある程度半日の間にたくさんの人が見えてるということは事実でございます。

○山田委員 先日、内閣委員会でいろいろ審議がなされました。その中で、弁護人の接見について矯正局保安課長さんからこういう御答弁がございました。「弁護人にありますところの接見というものが重要性にかんがみまして、この弁護人接見の緊急性あるいは必要性、こういうものが認められる場合には、各庁でそれぞれ職員配置等の手当をつづきますならば、これを極力実施する方向で努力いたす所存でございます。」接見の緊急性、必要性が認められる場合には、職員配置等の手当がつけば極力実施する方向で努力するということになりました。事実上これは土曜日は無理といふことなんですが、なぜかは別として、ある程度半日の間にたくさんの人が見えてるということは事実でございます。

○河上政府委員 各施設の地理的条件とか職員配置の条件等いろいろござりますので、一律に申し上げるのは非常に困難でございますが、私どもといたしましては弁護人接見の重要性というものを十分認識しているつもりでございまして、あらかじめ弁護人の方からそういう電話連絡なり何なりをいただいて、どうしても当日会う必要があるといったようなこと、またそれが非常に合理性が

ある場合が多かろうと存じます。例えば東京の弁護士さんが遠くへわざわざ出かけていかれるのはその日しかない、土曜日の午後しかないといったようなこともあります。そういうふた場合には、結局職員を残業させる、あるいはわざわざ招集するという形をとらざるを得ないわけでございますけれども、職員配置がつく限りは何とか前向きでやれなものかどうか、ともかく検討してくれということで検討しているわけでございまして、何とか前向きに考えたいと思ってお

ければならないということがございまして、必ずしも当番制によって賄い切れない部分がございま  
すが、これらの事務につきましても、特に緊急を要  
するものにつきましては閉店土曜日においても  
処理をいたしまして、御指摘の國民の権利等に支  
障が生じないよう十分分配慮してまいりたいとい  
うふうに考えております。

○山田委員 終わります。

○戸沢委員長 中村巖君。

○中村(巖)委員 今審議をしております裁判所の  
休日に関する法律案、これにつきましては、私ども

て日直体制をとる、とらなければならなくなるという点が今よりは変わるとございます。しかし、従来も土曜日の午後は日直体制をとつておりますまして、結局、その日直の時間が朝からに延びるということとござります。日直の時間はそういうふうに延びるのでございますが、日直のローテーションが非常に頻度が高くなるというのでもございませんし、今まで閉店方式の四週六休制でやつてきました実績なども見ますと、閉店土曜日の朝あるいは閉店土曜日全体について格別緊急に処理を要する事務がふえるというようなこともない

○山田委員 最後の質問になりますが、この裁判所の休日に開する法律案の第一條第二項を拝見いたしましたと、「前項の規定は、裁判所の休日に裁判所が権限を行使することを妨げるものではない。」とあります。ここに言います「権限」の行使の範囲についてでございますが、先ほど同僚委員から保釈手続についての質問もあつたかと思いまますけれども、この保釈の手続あるいは勾留の執行停止あるいは勾留理由開示手続あるいは執行停止手続、こういう国民の裁判を受ける権利について非常に重大な関係のあるそれぞれの手続でござります。そういう点から、閉院土曜日になりまして、でも、こういう裁判を受ける国民の権利に重要な地位があります。そういう点から、閉院土曜日になりますが、かかるわりのあるこれらの事務は私はぜひ行つていただきたいと思いますし、ただ受け付けだけではなく、裁判所側の審理あるいは決定、許可などの処理もぜひ平常どおりと申しますか、できる限りの対応していただきたいと存じますが、この点はいかがでございましょうか。

○吉丸最高裁判所長官代理者 ただいま御指摘の各事務のうち、令状、勾留等につきましては、これは裁判所によって細かいところは異なりますが、基本的には当番制によって遗漏なく処理されその事件を担当している部が裁判所として行わぬ準抗告といふことになりますと、三人の裁判官の合議体で行わなければならぬ場合がござります。また、保釈ということになりますと、これはが、基本的には当番制によって遗漏なく処理されていくことになります。

もとしてもこれは賛成でござります。労働時間縮短というのは世界的な趨勢であるわけでありまして、その中で、公務員といえども昔みたいに無定時制の勤務なんて、こういうことはないわけで、やはり労働時間というものをできるだけ少なくするということは望ましいことでござります。そういうことではありますけれども、そういう体制ができる中で混亂が起つては困るわけでございまして、混亂されなければそれはそれで大変いいことではないか、こういうふうに思つております。

法案の内容は、要するに第二、第四土曜日も曜日並みだ、お休みなんだ、こういうことに尽きまするわけでございましょうけれども、そうなりますと、まず第一に裁判所にお尋ねをすると、やはり裁判所の執務体制というのも第二、第四土曜日も曜日並みになる、裁判所の門は閉めて職員は登庁しない、それから裁判官も原則的には登庁をしない、こういう体制になるのだろうというふうで思いますが、そういうことになりますと、その調停庭全然職員がおらないというような状況ではやはり困るのではないかという感じがいたします。まして、過疎地で職員の数が少ない、一人あるいは二人といふようなところでは、では宿直、日直の仕事制をとるかというとそれもできないことになるのではないか、そういう点についてどういうふうにお考えですか、まず伺います。

す、そのかわり、緊急事務が生じた場合には、一  
つは隣接した裁判所がその緊急事務を処理するよ  
うな体制をとっているところがござります。も  
う一つは、自宅待機の職員を指定しまして、そし  
ては、府舎入り口の見やすい場所に職員の連絡先を明記  
したものを持ちまして、緊急事務が生じたら直ちに登  
庁してその事務の処理に当たる。こういうふうに制  
度をとつておるわけでございます。閉店土曜日につ  
きましてもその体制を続けていく。ただ、緊急事  
務を処理するについて、そういう連絡体制等に  
落ち度があつてはいけませんので、そのあたりを再

○中村(辰)委員 具体的な場合に、令状事務など  
といふものはやめるわけにいきませんから、どうも  
しても逮捕状あるいは勾留状の請求などといふもの  
のは来るわけあります。こういうもの、なま  
にはいろいろ申し立てあるいは訴状等が、どうも  
してもその日のうちにやらなければならぬ、こ  
ういうようなことがあるわけです。その場合に、  
体制としては今おっしゃられるように宿日直と  
うことになりますけれども、その宿日直そのまゝの  
のを、二日も休みが続くということになるとやは  
りある程度強化をしなければ対処できないのじ  
ないかというふうに感じられますけれども、その  
辺がどうなりますでしょうか。

のではないか、こう考えておる次第でござります。土曜日の午前の分の日直について予算的な手配をすれば現在と同様の体制でいるのではないか、こう考へておる次第でござります。

○中村(巣)委員 先ほども聞かれておりますけれども、法案の中には「裁判所の休日に裁判所が権限を行使することを妨げるものではない。」こういうことがありまして、そのことは、言ってみれば裁判官が休日に登庁をして仕事をして、何らかのいわゆる裁判所の権限行使になることをやれども、ができる、こういうことになるわけですけれども、こういう規定を置かなければならぬといふ必要性というのがどこにあるわけですか。

○則定政府委員 いわゆる裁判官なりその他の書記官等裁判所職員につきまして、それぞれ法令に基づく権限を持つてゐるわけですが、それが役立つたからといってその権限行使に支障をあすわけではございません。そういう意味では、ござわざ書かなくとも差し支えないということを考慮されるわけでございますけれども、ただ、直接國民の権利義務にかかわります裁判所の権限とどうものを考えてみました場合に、誤解の生じないように、念のためにという色彩也非常に強うございまして、そういう規定をさせていただいたわけでございます。

○中村(巣)委員 次に、裁判所の執行官室の方は、この法案によってやはり土曜日には事務をや

で日直体制をとる、とらなければならなくなるという点が今よりは変わるとこざいます。しかし、従来も土曜日の午後は日直体制をとつております。そして、結局、その日直の時間が朝からに伸びるということとござります。日直の時間はそういうふうに伸びるのでござりますが、日直のローテーションが非常に頻度が高くなると、いうものでもございませんし、今まで開庁方式の四週六休制でやつてきました実績なども見ますと、閉庁土曜日の朝あるいは閉庁土曜日全体について格別緊急に処理を要する事務がふえるというようなこともありますのではないか、こう考えておりますので、ふえる土曜日の午前の分の日直の分について予算的な当てさえ確保すればば現在と同様の体制でいるのではないか、こう考えておる次第でござります。

○中村(巖)委員 次に、裁判所の執行官室の方は、この法案によってやはり土曜日には事務をや

らないということになるのかどうか。その場合に、今度休日になる土曜日に執行をやつてもらいたいということになると、休日の執行の申し立てをしなければならないのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○衆最高裁判所長官代理者 執行官は、委員御承  
知のとおり裁判所職員の身分を有しておりまし  
て、勤務時間や休暇の取り扱いも一般の裁判所職  
員と全く変わりがございません。したがいまし  
て、これまでも土曜日、祭日等の閑居日には原則  
として執務しないという取り扱いになっていたわ  
けでございますが、この点は土曜閑庁実施後も同  
様の取り扱いになるわけでございます。

たた、執行官はその職務の専門性から、専門家であるときには勤務時間外であつても職務を行わなければならないことになつておきまして、これは今後も土曜閉庁についても同様でござります。緊急を要するような事件につきましては、申し立てがありまつたら執行するわけでございます。これまでも日曜日、休日に執行官が、債務者が業務を執行しておりました。これは、債務者がワークデーには家にいないというような場合に、産業執行などを休日にしていることがございましたが、そういうことは今後の土曜閉庁においてはまるわけでございます。

○中村(廢)委員 次に、民事訴訟法、刑事訴訟法の一部改正で期間の計算の仕方、それが結局第二土曜日あるいは第四土曜日を含めるためにその規定そのものの字句が改正になつてゐるわけですが、れども、この期間計算のやり方は、こういうよな法文にすることで何らかの混乱は出ないかどうか。混乱が出来るのか私もわからないのですけれども、何か予想される問題点というようなものはあるのかどうか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

従来定められておりました期間の末日が休日である場合にはそれを伸長するという規定を土曜日にまで押し広げるということにいたしますならば、國民が一定の行為をするにつきまして定められてゐる期間を遵守するに特に不都合はない状態にならわけでございますので、格別混亂を来すということはないのではないかと存つております。

民事訴訟法に定める期間の中には、國民が裁判所に對してなす行為のほかに、裁判所の方がする行為の期間とか裁判の効力の期間とかいったようなものの定めもございますが、これも歩調を合ふことることにいたしますならば、調解等を招くことのないのではなかろうかというよう思つております。

○中村(慶)委員 第二と第四だけが休日で、第一、第三、第五というような日が休日ではない。そうすると、今週の土曜日は休みだったかな、休みでなかったかな、そういうことを考慮に入れて期間計算をしなくてはならぬという非常にややこしい問題になつて、混乱というか、きちんと数字をればいいわけですけれども、そういうことが起るのではないかという感じがするわけで、その辺は余り心配しておられないのかな、こういうふうに思つたわけでござります。

次に、この法律とは直接関係ありませんけれども、法務省の方へお尋ねをしたいと思います。  
第一に、この土曜閉院ということになると、供託事務あるいは登記事務というのももちろんやられない、こういうことになるんだと思いますけれども、やはり今供託にしても、特に登記事務の場合に大変繁忙である、こういうことでございまして、これが土曜日にやられないということになると、その事務量がほかの日にかかるて、更に事務処理が非常に停滞をするんではないか、こういうような気がいたしますけれども、この辺はいかがですか。

ただいまして大変ありがたく思つてゐるところでございますが、今般、行政機関の休日に関する法律によりまして土曜閉庁を実施するということになりましたのは、これまで四週六休制をやつてしまつてから見ますと、全体としての事務量に差はないといふことになるわけでござりますが、問題は、特定の日、特に金曜日それから月曜日に事件が集中するおそれがある。その事務処理に遺憾のないようにするという必要があることは確かでございます。

そこで、この土曜閉庁が行われるということをボスターなどを通じて、あるいは関係団体である

司法書士会などを通じまして広く周知徹底を図る、そしてそういう特定の日には集中することが少ないよう、できるだけまんべんなく申請が出てくるようなそういう御協力をお願いするといふことはいたず考へでござります。

また、登記所の側におきましても、特に事件が集中すると予想される月曜日あるいは金曜日などの執務体制については特に工夫を凝らしたい。今議その他の事務を極力減らしまして、全員で事務処理に当たれるようなそういう執務体制を工夫す

○中村(慶)委員 次に、刑務所の関係でありますけれども、伺うところによると、刑務所は、この第二、第四の土曜日については休日になるんだから収容者に対しても免業日にするんだ、こういうふうなことであります。この免業日に対することによって収容者の処遇としてはその日をどういうふうな処遇に充てるのかということ。それから、それによって職員の体制というものがどういうふうになつてくるのかということをちょっと伺いたいと思います。

○河上(政)府委員 御指摘のように、今閣府土曜日には免業にして刑務作業を実施させない予定にておりまます。それによって生じた余暇時間があつたわけですが、これについては、例えば相

職業器材を使用して差し改書といひます。あるいは読書指導をするといったような形で受刑者が社会復帰を円滑にできるような余暇活動の有効利用というようなことを考えております。

それから、土曜閉所することによってどのような影響が職員に生ずるかということでござりますが、土曜閉所が実施されると、被収容者は結局免業ということでございますので、工場で担当しております保安関係の職員というのは不必要となります。勤務しないで済むわけでございます。ただ、今申し上げましたように、教科指導あるいは教育行事といったようなものは日中にやることになります。それから、昼間もそうですが、夜間でもあります。

においても必要最小限度の保安管理の人間は必要にならぬわけでございますから、保安系統の職員については、そういう教育行事あるいは暇活用行事及び保安業務に従事する最小限の人間を除きまして休むことができるようになります。

それから、それ以外の庶務とか会計あるいは用度といったようないわゆる事務部門の職員については原則として休むことができるようになりますが、まだ、保安系統の職員も結局土曜日といえどもかなり出てこざるを得ないわけでございますから、施設によって異なると思いますが、庶務、会計、用度等からも応援という形で順次うまく休暇をとることができるように、そういうふうな形にさせたいと考えております。

○中村(應)委員 再び裁判所にお尋ねいたしますけれども、今度第二、第四土曜日が開庁ということになりますと、実質一ヶ月に六時間仕事をしなさい。仕事は従来より短縮をされるということになるわけで、一ヶ月に六時間短縮をされるということになると、やはりそれ 자체が司法行政事務や裁判事務に及ぼす影響というのはないわけではない。どうう、そんなに役所は従来通りであつたといふうではないだらうと思うのです。そうなるとやはりそれだけの事務をその他の日にこなすということになるわけで、その場合に残業の問題が出てきま

りあるいはまた臨時職員の問題が出てきたり、残業等々の問題が出てくれば予算的な措置も必要になるんじやないか、こんなような感じがしますけれども、その辺について裁判所としてはどうお考えでしょうか。

○金谷最高裁判所長官代理者 土曜閉庁を採用いたしますと、役所が開いている開庁時間は確かに減るのでございますが、しかし現在でも閉庁方式で四週六休制をとっておりますので、職員の労働時間そのものは短縮するということではないのでござります。ですから、職員の働く時間というのは今と同様の状況。ただ、今まで土曜日半分ずっと職員が休んでいたのが、第二、第四は原則的には全員休む、第一、第三、第五というところは全員出てくるという形になるわけでございます。あるいは金曜日あたりに少し事務が集中するかといふ面も考えられないではないのでございますが、現在でも同様の状況が既に裁判所の場合も起きております。そういうところから見ますと、基本的に何は特別の手当をしないでやつていただけるのではないかというふうに考えておる次第でございます。

○中村(巖)委員 あと一点、その延長線上の問題ですけれども、要するに、他の行政官庁とのかかわりはありますし、ようけれども、まず裁判所としては今後第二、第四以外の土曜日も休業にする、そういう対応というものが可能なかどうか、そういうことになるという体制になればそれは即応できるということになるのかどうか、その辺を最後に伺つておしまいにしたいと思います。

○金谷最高裁判所長官代理者 現在御審議いただいております月二回の閉庁方式の四週六休制、それが実施状況をよく見ていて、そしてそこで何か問題が生ずることがないのか、国民に不便をかけることがないのか、そういう点をよく見まして、その上で、社会全体、民間の休暇の状況等も、にらみながらやっていくことになると思いますが、基本的には国家公務員、一般と並行した形でやることにならうか、こう考えております。

○中村(巖)委員 終わります。

○戸沢委員長 安倍基雄君。  
○安倍(基)委員 既に同僚議員がいろいろと聞かれておりますが、もちろん今度の法案、いかに裁判官といえども昔の職前の我々の持つてているような義務じゃないわけでございますから、ただ、今までさえ裁判が遅いということさえ言われているわけでございますから、この辺、やはり今度の土曜閉庁が裁判の遅滞ということをもたらさないようにならぬことが私としては一つの希望でございます。この点、裁判所としてはどう対処するおつもりでございますか。

○金谷最高裁判所長官代理者 土曜閉庁によりまして裁判の遅滞が一層増大するというようなことがあってはならない、こう考えております。私ども、そういうことのないよう全般的によくいろいろな問題を検討して、そういう事態が起きないようにやってまいりたい、こう考えております。

○安倍(基)委員 裁判の遅延ということは基本問題でございます。裁判官の数とか、どうやって裁判をスムーズにやるとか、その辺の問題が解決しなくてはいけない問題でございますので、この点はこれからやはりもう少し徹底的に考えていかなければいかぬ。日本の場合、非常に裁判がおくれる。その結果、裁判官の数もありましようし弁護士の数もありましようけれども、基本問題として考えていかなければいけない問題だと思います。

○林田国務大臣 ただいま局長が答弁申し上げましたように、裁判官は現在の数といたしまして十分ではないと言われておりますが、休日におきましても家へ持ち帰つて勉強していくというような状況でございまして、できるだけの努力をいたしまして裁判がおくれないようになってまいりました存じます。

○安倍(基)委員 この基本問題は、裁判官の数と弁護士の数とか、そういうふうな基本にかかわる問題でございますから、これから、本当に特によく土曜閉庁するというのであればそちらの方向の検討は十分していかなければいかぬと思つております。

では、次の問題でございますが、いわば司法と行政、必ずしも同じではないのですね。もちろん、いわゆる行政サービスというのと比較しまして、司法の場合には国民の権利義務という問題が非常に深く絡まってくる。行政の方はサービスであつても、司法の場合にはむしろ権利というか、いわばお互いの権利義務が非常に絡まつてくるという面でやや異質であるということかと思います。それがある意味からいいますと、いわば通常の行政とは別にこういったものが提起されるということかと思います。

既に質問も出ましたけれども、いわゆる当直といふか日直によつてできるものと日直ではできないもの、いろいろそういう区別があると思います。例えば保釈手続なんというのは、これは日直の裁判官ではできないというよう聞いておりますけれども、その土曜閉院によつてこういった問題がいわばどういう扱いになるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○吉丸最高裁判所長官代理者 保釈の場合に、これは第一回公判前の保釈ですと裁判官がすることになつておりますので、当番制で処理できないものではございません。

しかし、第一回公判後におきましては、これは、事件を担当する部が決定をすることになりますので当番制で行なうことは困難になるわけでござります。しかしこの場合にも、先ほどから御説明申しておりますけれども、特に緊急を要する保釈につきましては、土曜閉院においてもこれを処理するよういたず方向でできるだけ努力いたしたいというふうに考えておるわけでございます。

ただ、実際の問題といたしましては、保釈の場合は勾留の執行停止などと異なりまして、例えば本人の急病というような突然の事情によつて急遽請求されるという事例は少のうござります。そういうことで実際には、金曜日までに請求された事件のうち保釈相当と考えられるようなものにつきましてはできる限り処理を急ぎ、遅くとも金曜

○安倍(基)委員 病院でいえばいわゆる当直医と専門医みたいなもので、保険の問題につきましては当直医ではできないというような話になるかと思いますけれども、判断は、私の承るところによりますと個々の裁判官の判断にゆだねられていると聞いておりますけれども、その点はいかがでござりますか。

○吉丸最高裁判所長官代理者 御指摘のとおり、これらの事件をどのように処理していくかということは、個々の事件の具体的な事案に応じて担当の裁判官が判断していくことが原則でございます。

○安倍(善)委員 これはある意味からいえば当然なのかもしれません、個々のケースでございますから。しかし、反面国民の側からいと、全くその中にルールがないのかな、全く個々の判断でいいのかなという問題もあるかと思うのです。これは、当事者あるいはそれを弁護する立場から見ますと、ある程度のルールづくりというか、その辺が必要なのではないかな。

これは確かに専門医である個々の当該裁判官といふことかもしれませんけれども、ある程度のルールづくりということがいわば裁判をする側と受けける側との間でつくられてもいいのではないか。これは個々のケースだからなかなか難しいですよということはあり得ますけれども、全く裁判官の判断一つだけの話かなというこの辺が、今後ある程度ルールづくり的なことを考えられないものであるのかということについて、私は当局者の御見解をお伺いしたいと思います。

○吉丸最高裁判所長官代理者 御指摘はまことにごもっともだと思います。ただ、先ほど申しましたように、ある事件をどのように処理していくかということは、やはりそれが

れるの事件の具体的な事案に応じて担当の裁判官が考えるということはいわば裁判の最も基本にある事柄であるうとうに考えられます。また、実際にも、緊急の処理を必要とするか否かということは、同じ保釈をとりましても個々の事件の事案に応じて異なっておりまして、これはやはり個々具体的に判断していかなければならぬといふ性質のものであるうと思います。そのような意味で、御指摘のようないわば統一的なルールと申しますか指針と申しますか、そういうことを定めるのは大変困難なことであらうと考へるわけでござります。

裁判官の裁量にかかると申しましてもその裁量はやはり合理的なものでなければならないということは、これは当然のことであろうと思います。現実の事件の処理に当たりましては、その処理の仕方ににつきまして当事者である検察官あるいは弁護士からもいろいろ意見を伺うわけでござります。そして、それを聞きながら裁判所が判断していくということで、そこにおのづと先生のおっしゃられる常識的な線が出てくるというのが現実であるうと思われます。そのような運用につきましては今後ともますます十分配慮してまいりたいと考えておる次第でございます。

ましたように、裁判官が良識を持つてやることと存じますので、それに任せたいと存じます。

○安倍(基)委員 その最高裁のさつきの答弁がちよつとはつきりしないのですけれども、裁判官の良識に任せるということに加えて、ある程度常識的な一つの線があり得るのではないか。その点についていわば裁く側と裁かれる側との一つの統一的なある程度のルールづくりというか、一つの接点というか、そういうことについて前向きな答弁と私は聞いたわけですけれども、その点はどうなんでございましょう。積み重ねの上で一つのルール的なものが出てくるだろうというぐあいに答えておつすこと思いますけれども、今後最高裁判所としても、緊急に處理をしなきましても、緊急に處理をしないあるいは土曜日の午後あるいは

その他の休日においては、それらの問題が起きるわけではあります。土曜日としても、電話がかかると留置執行停止は長年やつてしまい、六休制、開店方式は自宅で宅調しますが、そういう形になるわけで、それで遺憾のな

土曜閉庁日に処理をするかどうかといふことは、結局のところ担当の裁判官が判断するはかけないというふうに思われますが、ただ、私どもも

○財政部委員 今の点にござりまして若槻外相の立場としてお答えいたします。

お咎めになつたから思ひませんが、いかがでし  
の答弁とちよつと食い違ひがあるが、いかがでし  
ようか。

いたしましては、先ほど来申し上げましたとおり、緊急な処理を要するものについては閉庁土曜日においても処理を行うものとするというこの趣旨

件でござりますので、例えはこれを、今回の法令の下位法令で、ある準則をつくるというは、先ほども御答弁申しましたように差し控えるべき問題でござりまして、今後の裁判官等の良識と、

○吉丸喜高美半所長官代理者 私が先ほど申しましたのは、個々の事件の処理に当たりまして、その事件の当事者である検察官あるいは弁護人からもその処理の仕方についていろいろ御意見あるいは、弁護士の方からいろいろ御指摘いただければ幸いです。検察官として裁判所と一緒に協議いたしまして、それぞれの協議会がございます。そういう場

旨は十分各局に伝えて、運用に遺漏のないようお願いいたします。

題たたとえそれでおりまして、今後の表半筋骨の上に、ある運営に期待してしかるべきであろうと考えておるわけでござります。

は御要望が出る、それを受けて現実には裁判官がその処理の仕方を考えるわけでございます。そのようなことを通じて、そこに個々の事件の処理にまたそういう点で相談しながら、協議しながら、いい運用になるようにやつてしまいたい、こういうふうに考えております。

るわけでございますけれども、こういった場合と似たような話で、それは確かに個々のケース、裁判官と言つけれども、逆に言えば裁かれる側、こ

きになつていらつしやると思ひますけれども、確かに一方において個々のケースだから裁判官が判斷すべきだという議論と、裁判を受ける側から

**○安倍(基)委員** 冒頭で申しましたように、行政と司法というものは国民の特に権利という面で非常に似たところがあります。そこで、この問題を含んでいけるかどうか、お尋ねをいたします。

れを弁護する側からいえば、全く裁判官の裁量上いうのだけじゃなくて、個々のケースであるにしても、やはりこういう場合にはこうというそれな

れば、裁判官を信頼するとはいっても、ある程度常識的な一つのルールがあるのじやないかな、この辺の一つのルールづくり的なことをいわば法曹

す。そういうことを基礎にして、いわば抽象的な  
といいますか、一般的なルールが形づくられてい  
くかどうかということは若干面を異にするところ  
ますから、私はもちろん数学半官の良識を信じます  
けれども、それなりに裁く側と裁かれる側との意  
見交換というか考え方のいわば接点というのを見  
つけていくべきやないかと思ひます。この点、

りの常識的な線の、裁判官の側からいえば、特に左翼系の弁護士あたりはしょっちゅう強い要求をしてくるというような見方もあるかもしません

の皆さんと話し合って考えていくことに  
いて前向きな御見解であるのか、いやこれはもとも  
裁判官の専権なんだとおっしゃるのか。これは科  
も、可も無くアーリスだからといふ義理を全く

かございまして、私どもいたしましては、併  
ば保釈の処理についてそのような一般的なルール  
をつくっていくということは大変難しいことでは  
ないかと、いろいろ考えております次第でございま  
○金谷最高裁判所長官代理者 先生御指摘のよう  
な趣旨で各裁判所単位に設けられております弁護士

けれども、逆の立場からいえは、全く素直だったの話なのか、こういった場合にはどうなんだとうる程度の基準が両者の間にあつてもしかるべきやないか、この辺これから検討課題として

も、何を個人の力でつかむかといふ問題が三つある。一つは、視するわけじゃないけれども、ある程度常識の範囲で、二つ目は、重ねというか、そういう線が個人のケースを切れてあるのではないかなと思われます。接見交

○安倍(基)委員 この点について、例えば日弁連あたりと抽象的な意味でも話をすると、いうお考えす。  
士会を含めました協議会の場で、そういう御指摘、御要望いただき、協議してまいりたい、こういうふうに考えている次第でございます。

す。 考えられるのじやないかと思ひますけれども、當者及び法務大臣の御意見も伺いたいと思ひます。

権のときにも議論がありましたがれども、そういう点で大臣はどうお考えになるかということを聞きたいと思います。

○金谷最高裁判所長官代理者　ただいま御指摘の問題につきましては、急ぐ事務の基準をつくった  
〇安倍(基)委員　細かい話になりますけれども、ちょっととこれは行政機関については所掌事務の運行という用語を使っていますけれども、裁判所に

○吉丸最高裁判所長官代理者 御指摘のとおり、

○林田国務大臣 先ほど最高裁から答弁申し上

け  
らどうかという問題でございますが、今まで日曜  
においては権限という言葉を使つておられます

○則定政府委員 御指摘のとおり、行政機関のいわゆる休日法案と今回の裁判所の休日法案と、それぞれの休日における職務遂行と申しましようか、あるいは権限行使という点で言葉が違うわけですがございますが、その趣旨は全く同様でございまして、いずれもそのときに行うべき緊急用務あるいは緊急な裁判権の行使というものを妨げるものではないということを表明しているわけでござります。

こういう趣旨の規定でございます。そうであるといったしますと、裁判所が今休日になりましても、当事者などの一般社会の方が必ずしも休日でない場合には、特にこの中に含めて期日指定をしないように制約を課するほどの必要はないことになる。

これに対しまして百五十六条の方は、主として当事者などが裁判所に對してなすべき行為の期間についての繰り延べの規定でございます。そうなりますと、裁判所が休日であれば、当事者が休日であると否とにかかわらず、この影響を受けまして期日の繰り延べをするということになるので

の権利、それからその反対面としての司法サービスの低下というようなことも懸念されますので、その関係について二、三お尋ねをしたいと思います。

同僚議員の方からいろいろお尋ねがありましたが、その関係につきましてはできるだけ重複しないで、その関係につきましてはできるだけ重複しないで、避けて確認をすることにとどめたいと思うのです。勾留をされている被疑者あるいは被告人に対する弁護人の接見交通の問題がいろいろ議論になりました。ここで、先ほど来いろいろ議論になつておりますのは、この法案が土曜開庁法案、こういうふうに言われておりますので、第二、第四

て、日曜日も弁護人の接見の重要性から考えれば土曜閲覧室になつたものと同じに考えるべきではないかという御趣旨はよくわかるわけでござりますが、いかんせん職員の数が非常に限定されておりまして、職員をよほど泣かせる、泣かせるという言葉は適當かどうかわかりませんが、職員をよほど泣かせないと日曜日についてまで御趣旨のような接見とということは困難であらうかと存じます。ただ、刑事施設法案、現在御審議いただいておりますが、これは現在の監獄法はある意味で考え方方が違つておりますので、刑事施設法案をもし通りましたらば、その場合にはやはり根本から職

そういう用語の違いが生じましたのは、行政機関におきましてはそれぞれの設置法におきまして所掌事務というものが個々具体的に記載されておりますのに對しまして、裁判所の場合には御案内のとおり、それぞれの審級ごとあるいは種別ごとの裁判所の行うべき事務としまして裁判権の行使とか、あるいはその他法律で特に認めておる権限を有するという規定の仕方をしておりますので、そういう組織法令上の規定部位の相違から用語の區別が生じたということでおざいまして、重ねて申しますと、その趣旨は全く同様でございます。

○安倍(基)委員 それからまた、今度いろいろ本法の改正によって刑訴、民訴あたり、いわば期日が末日になるという問題があるわけでござりますが、一応置きかえておりますね。例えば民訴の百五十六条とか刑訴の五十五条、こういったことで全部一応置きかえているか置きかえていないかということで、民訴の百五十三条あたりは従来の用語そのまま使つておりますね。その辺の趣旨はい

○安倍 基委員 それからまた、いろいろ末日が休日になるということについて、それは全部教えます。そういう点に違ひがあるわけでございまして、この民事訴訟法を改めるその検討過程におきまして、そういう意味合いにおいて百五十六条だけの改正にとどめた、こういうことでござります。

○安倍 基委員 それからまた、いろいろ末日が休日になるということについて、それは全部教えます。どのように手当てをしているというぐあいに理解をしておりますけれども、この点についてすべて皆様も十分精査した結果だと思いますが、万が一そこで漏れているようなところはちゃんと教えるような解釈をして考えていいわけでございますね。

○則定政府委員 御指摘のとおり、遺漏があつてはいけませんので、期間の繰り延べをする法令がどういうものがあるかどうか、その全般にわたりまして検討いたしまして、その結果、今回私どもの裁判所の休日法案に関連いたします関係につきましては、その附則に掲げさせていただきましての手当てすれば足りるという結論に達したわけでございます。

土曜日も閉庁するんだということからいろいろ議論がなされておるようです。弁護人の接見交通規制の重要性については理解をしているという御答弁がござりまして、第二、第四の土曜日などにも緊急、必要性があるものはできるだけ応ずるよう検討もしたいという御答弁を法務省矯正局の方からいただいたのですが、これは第二、第四の土曜日だけに限るわけですか。

今度は裁判所の休日に關する法律案として、いわゆる国民の祝日、日曜日と祭日、それから年未始も裁判所は閉庁するんだ、こういうことになります。そうしますと、何も第二、第四土曜に限つたことじゃないと思うのですが、年末始は一応、これもないとは限りませんが、日曜、祝日の場合にも、弁護人の接見交通については必要やむを得ない場合はできるように対応していただけるのかどうか、これをお尋ねしたいのです。

員の配置その他というものを考え直して、そして運用上、職員にそちらは負担をかけてでもやむを得ないというもの、例えば夜間の接見とかあるいは日曜日の接見などについても前向きの形でもつてできる限りやれないものだらうかというふうに考えておるわけでござります。

○安藤委員 職員を泣かせると、なかなか泣けてくるような話でございますが、今度のいわゆる土曜休日法案の関係につきましては、裁判所当局ばかりではなくして法務省当局も人はふやさない、予算もふやさない、しかしさービスは低下させない、いわゆる三ない主義でやるんだという話を伺つておるのでですが、やはり弁護人の接見交通権の重要性ということを認識しておられるのだったたら、今度は土曜日も今までの日曜、祝日と同じようく閉院になってしまふわけですから、同列に考えるべきだと思うのですよ。

だから土曜日第二、第四が閉院になるから、その分、その日だけは前回きに検討したいといふことで、この法律案の趣旨からちよつと違うんじ

〔委員長退席、今枝委員長代理着席〕  
○藤井(正)政府委員 御指摘のように民訴の百五  
十三条には「一般ノ休日」という用語が出てまい  
ります。この百五十三条は、休日については裁判  
所の行う期日指定によつて当事者などの安息、休  
養を害することのないよう、一般の休日には極  
力期日指定はしないで当事者の安息を保障する、

○安倍(基)委員 これをもって質問を終わります。

○今枝委員長代理 安藤巖君。

○安藤委員 この裁判所の休日にに関する法律案についてましては、休日が多くなるという点については賛成であります。ところが、裁判所の休日とすることになりますと、いろいろ裁判を受ける国民

ふうに申し上げました。

現在の監獄法、委員御承知のとおり明治四十年、古い法律でございまして、その八十年の歴史の中で職員の数あるいは予算、施設、そういうた んなものは、いわば日曜日には弁護人の接見というものを必ずしも考えないという形でこれまでの間運用がなされてきております。したがいま

やないか。やはり同じように見て、とにかく連休になるわけですからね、二日間連續休みになるわけですからね。今まででは一日だけだった。でですから、そういうような量的な面で、第二、第四の土曜だけではなくて日曜日、祝日のことも踏まえて、前向きに弁護人の接見交通権の重要性にかんがみ検討していくだくということをぜひとも考え方

ていただきたのですが、どうですか、もう一度。

○河上政府委員 職員に非常に御理解のあるお言葉をいただいてあります。しかし、土曜閉庁と日曜日、法律上全く同じになるわけでございます。おっしゃるとおりでございますが、ただ土曜日は、現在まで閉庁ではなく開庁でやつてきているわけでございます。いわばその意味では、弁護人の接見というものが今度の土曜閉庁によって制限されるということの重要性にかんがみて、何とかならないものだらうかということです。これまでのようなことを申し上げてきたわけでございまして、日曜日の場合もそれは同じに重要なんだから同じに考えるということの御趣旨はわかります、そうなりますと、先ほど申し上げましたように日曜日について、現在配置についてない職員をさらに配置につかせなければいけないという意味で職員を泣かせることになると申し上げたわけでございまして、御理解いただきたいと思います。

○安藤委員 そこで、人をふやさないといふこと

三ない主義の柱なんですが、人をふやすといふことを考

えます。しかし、そういうことも検討の中に入れると

いうことが必要だと思うのですが、どうなんですか。

○河上政府委員 世界各との比較を持ち出して

恐縮でございますが、行刑の職員の一人当たりの

受刑者あるいは被収容者の負担率は、私ども一对

三・二五ということでございまして、一人の職員

が三人以上の被収容者を持つという状況になつて

おります。これは、いわゆる世界の先進諸国とい

うものに比べますと大変高い数字でございまし

て、現在でもかなりの負担を各職員にかけてい

る、甚だ申しわけないと思つてゐるわけでござい

ます。現在のような状況の中でも何とか職員を

ふやしたい、予算もいただいて立派な施設をつく

り、できる限り機械化あるいは設備をつくること

によつて職員の負担を減らしたい、こう考えてお

ります。

○片山説明員 もちろん、この土曜閉庁ということでもつて職員が休ませていただけますれば、そ

れだけサービスを低下させないために、新たに

さらに職員をふやしていただきさえすればある程

度のことができるだらうと思いますので、私ども

ございます。おっしゃるとおりでございますが、

ただ土曜日は、現まで閉庁ではなく開庁でやつ

てきているわけでございます。いわばその意味で

は、弁護人の接見というものが今度の土曜閉庁に

よつて制限されるということの重要性にかんがみ

て、何とかならないものだらうかということです。

○安藤委員 いまして、日曜日の場合もそれは同じに重要なんだから同じに重要なんだから同じに考えるということを考えていいみたい、応援してくれるとおっしゃるので、しっかりとおっしゃるので、しっかりと応援したいと思うのですが、そのためには大臣の方からもしっかりと応援してもらいたいと思います。

○安藤委員 その関係でお尋ねするのですが、事員を泣かせないためにやはり人もふやす、予算も

ふやすということを考えていきたい、応援してくれるとおっしゃるので、しっかりと応援したいと思うのですが、そのためには大臣の方からもしっかりと応援してもらいたいと思います。

○林田国務大臣 現在、御承知のように終定員を

頑張つていただく必要があると思うのですが、そ

の点について大臣の答弁をお願いしたいと思う

のです。ただ、そのためにには大臣の方からもしっかりと応援してもらいたいと思います。

○片山説明員 これは留置場におきます管理体制

を整えるに必要な時間ということでございま

す。法務省におきましては、このほかに登記関

係の職員でありますとかあるいは人間管理の職

員でありまするとか大分ふやさなければならな

い、矯正関係もしかりでございます。この三つが

大物でございまして、それを現在は毎年ふやすよ

うに努力を重ねておるところでございます。今後

ともよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○安藤委員 法務局関係のことをお尋ねしようと思つたのですが、大臣の方からおっしゃったの

で、そちらの方も鋭意こゝは協力してやつていか

なければならぬと思っておるところであります。

〔今枝委員長代理退席、委員長着席〕

そこで、警察の方から来ていただいているの

ですが、警察はよく知りませんけれども、日曜日

あるいは今度土曜閉庁法案でこうなつても勤務体

制はほとんど変わらぬのじやないのかなという気

がするのですが、警察に留置される被逮捕者の段

階あるいはいわゆる代用監獄として被勾留者を收

容しておる段階での弁護人ととの接見交通の問題

は、今度のこの法案によつて、まず土曜日はどう

なりますか。

○安藤委員 それから、これは民事関係でござい

ますが、保全の関係につきましては先ほどお尋ね

がありました。仮差し押さえ、仮処分、これは保

証金を積むわけですが、この保証金を積んだとい

うだけサービスを低下させないために、新たに

さらに職員をふやしていただきさえすればある程

度のことができるだらうと思います。しかし

ございます。おっしゃるとおりでございますが、

ただ土曜日は、現まで閉庁ではなく開庁でやつ

てきているわけでございます。いわばその意味で

は、弁護人の接見というものが今度の土曜閉庁に

よつて制限されるということの重要性にかんがみ

て、何とかならないものだらうかということです。

○河上政府委員 職員に非常に御理解のあるお言葉をいただいてあります。しかし、土曜閉庁と日曜日、法律上全く同じになるわけでございます。おっしゃるとおりでございますが、ただ土曜日は、現まで閉庁ではなく開庁でやつ

てきているわけでございます。いわばその意味で

は、弁護人の接見というものが今度の土曜閉庁に

よつて制限されるということの重要性にかんがみ

て、何とかならないものだらうかということです。

○安藤委員 ただ土曜日は、現まで閉庁ではなく開

庁でやつてきているわけでございます。いわばその意味で

は、弁護人の接見というものが今度の土曜閉庁に

よつて制限されるということの重要性にかんがみ

て、何とかならないものだらうかということです。

○河上政府委員 ただ土曜日は、現まで閉庁ではなく開

庁でやつてきているわけでございます。いわばその意味で

は、弁護人の接見というものが今度の土曜閉庁に

らが日直体制に入ると思うのです。そうしますと、普通半直というふうに言っておられるように聞いておるのですが、今度から丸一日日直体制ということになると思われます。ですから、普通考えますと、職員の日直、それから夜は宿直といふのがありますから、宿直、日直体制のローテーションが大分忙しくなつて早く順番が回つてくる。先ほどはそんなことはないといふようなことだつたのですが、例えばこれはほかの裁判所でもそうだらうといふふうに思うのですが、名古屋地方裁判所管内の甲号支部、豊橋支部の場合、これは現場へも行きまして一遍事情をお聞きしてきたのであるは祝日の場合は、日直の人と宿直の人は違つておるわけです。日直をやつた人と別人が宿直をやる、こういう体制になつております。そして二人ずつです。

ところが、土曜日の場合は現状は半直でござりますから、土曜日の日直をやつた人が土曜日の同じ日の宿直をやつておる、全部見ますとこういう体制になつているのです。だから、この前現地でお聞きしましたら、土曜日の半直をする人に朝から日直をやつてもらうのだから、人の関係は変わらない、午後からのを朝からやつてもらうだけだ。しかしそうなると日曜日、祝日の日直と同じように、宿直は別の人にならぬといかねと思つたのですが、その人に土曜日の半直を今度朝からやつてもらう。しかし、この体制でいきますと、宿直もやらなければいかぬことになる。そうすると、これはおかしなぐあいになるのじやないかと思うのです。そういう場合は、土曜日に朝から日直をやつた、第二と第四の土曜日ですが、宿直の人は別の人が当たることになるのじやないですか。

○金谷最高裁判所長官代理者 委員から御紹介のありましたような体制でござりますと、おっしゃるとおりでございます。

○安藤委員 そうしますと、土曜日の日直を全部やるとすると、今まででは日曜日、祝日のときは宿

直は別の人があつておるわけですね。別の人には宿

直をやつてもらう、こういう体制にならないとおかしいと思うのですが、どうですか。

○安藤委員 そういふうの体制のものでは、そのとおりでございます。

○金谷最高裁判所長官代理者 そういう体制のもとでは、そのとおりでございます。

○安藤委員 そういう体制のもとではといふうにおっしゃるのですが、第二、第四の土曜日に日直をやることになれば、その同じ人が宿直はやらない。となると、宿直する人が別の人になつてくれるから、人の回転がそれだけ早くなるということは言えると思うのですね。人数をふやせば別です。

よ。となれば、ローテーションがちょっと違つてくるのじやないかと思うのですが、どうですか。

○金谷最高裁判所長官代理者 私が先ほど申し上げましたのは、そういう土曜日の午後からずつと宿直までやつて、という形のことを念頭に置かないで申し上げまして、日直の時間を朝廷ばすという形で、閉庁土曜日の午前ににつきまして日直が延びるとして申し上げたのですが、先生のおっしゃつておられたのとおりでございます。

○安藤委員 そうしますと、ローテーションは変わらないといふことになると、土曜日に一日じゅう

な形では、ローテーションについて頻度が少し高くなるという点は御指摘のとおりでございます。

○安藤委員 そうしますと、ローテーションは変わらないといふことになると、土曜日に一日じゅう

な形では、ローテーションについて頻度が少し高くなるという点は御指摘のとおりでございます。

○金谷最高裁判所長官代理者 私が先ほど申し上げましたのは、そういう土曜日の午後からずつと宿直までやつて、という形のことを念頭に置かないで申し上げまして、日直の時間を朝廷ばすという形で、閉庁土曜日の午前ににつきまして日直が延びるとして申し上げたのですが、先生のおっしゃつておられたのとおりでございます。

○安藤委員 う日直をやつた人が引き続いて宿直をやることになるのですよ。そういうような体制でいよいよ組合の方とも合意ができておるのであります。

○金谷最高裁判所長官代理者 日直をやつた者が宿直をやるかどうか、そのあたりはそれぞれの裁判所の実情に応じまして相談して決めるといふことがあります。

それはそれぞれの裁判所において決めるとしておるのですが、一日じゅう日直をやつてまた宿直、これはおかしいと思うのです。だから、そういうことになれば、やはり人をふやすということがどうしても必要だと思うのです。法務省の場合についてもお尋ねしたのですが、それから、今言いました手当がその分ふえるわけですから、これは明らかにプラスになるわけですから、予算を全然ふやさないということはやはり無理が出てくると思うのです。だからそういう点で私どもは、今度の土曜閉庁の問題についてはやはり人をふやす、予算の方もふやす、そういう手当でがうしても必要なことをかねがね言うておるわけなんです。

○安藤委員 人の手当が必要になる、だからそ

うとすれば、人員増ということは当然考えなけれ

ばいかぬと思うのですね。

それから、手当の関係で言いますと、今は、日直あるいは宿直は賃金の面で言いますと手当が

出ているわけですね。今度は土曜日の午前中も日直手当というものが要ることになるわけです。それだけ予算を多く組まなければならぬということにならぬのじやないかと思うのですが、予算はふやさない、人はふやさない、こうい一大柱でやつない、いかれるということになると、この予算はどう

から持つてくるのですか。

○金谷最高裁判所長官代理者 閉庁土曜日の午前につきまして日直が延長する、その分につきまして予算手当は当然講じるわけでございます。

○安藤委員 先ほどの手当ては当然講じるわけでございます。

○金谷最高裁判所長官代理者 おっしゃつておられたのとおりでございます。

○安藤委員 う日直をやつた人が引き続いて宿直をやることになるのですよ。そういうような体制でいよいよ組合の方とも合意ができておるのであります。

○金谷最高裁判所長官代理者 う日直をやつた人が引き続いて宿直をやることになるのですよ。そういうような体制でいよいよ組合の方とも合意ができておるのであります。

○安藤委員 ローテーションも、人の動きが少しきつくなることは目に見えておると思うのです。

○戸沢委員長 これがより討論に入るのであります

が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

○戸沢委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○戸沢委員長 「賛成者起立」

○戸沢委員長 次に、ただいま可決いたしました裁判所の休日に關する法律案に対し、井出正一君

外三名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の四派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○井出委員 まず、提出者から趣旨の説明を求めます。井出正一君。

○井出委員 たゞいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

○井出委員 まず、案文を朗讀いたします。

裁判所の休日に關する法律案に対する附帯決議案について、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

り、次の事項について格段の努力をすべきである。

一 土曜閉庁の実施に当たっては、裁判手続における国民の権利の行使に遺憾なきを期することもとより、國民に対する司法サービスの低下を来すことのないようにすること。

二 年次休暇の消化の促進及び完全週休二日制の早期実現等により年間総実勤務時間の短縮を図ること。

本案の趣旨につきましては、当委員会の質疑の過程で既に明らかとなつておりますので、省略いたします。

何とぞ本附帯決議案に御賛同くださるようお願ひ申し上げます。

○戸沢委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸沢委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、林田法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。林田法務大臣。

○林田法務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重してまいる所存でございます。

なお、最高裁にその趣旨をお伝えし、遺憾のないよう配慮いたしたいと考えます。

○戸沢委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○戸沢委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

（裁判所の休日に関する法律案）

#### 裁判所の休日に関する法律案

##### 裁判所の休日に関する法律

（裁判所の休日）

第一条 次の各号に掲げる日は、裁判所の休日とし、裁判所の執務は、原則として行わないものとする。

一 日曜日並びに毎月の第三土曜日及び第四土曜日

二 國民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

四 前項の規定は、裁判所の休日に裁判所が権限を行使することを妨げるものではない。

（期限の特例）

第二条 裁判所職員の給与、保障及び服務その他

の司法行政に関する事項についての裁判所に対する申立て、届出その他の行為の期限で法律又

は最高裁判所規則で規定する期間をもつて定め

るものが裁判所の休日に当たるとときは、裁判所の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし

し、法律又は最高裁判所規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

（附則）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条に次のただし書きを加える。

ただし、期間の計算については、新法によ

る。

（民事訴訟法の一部改正）

第二条 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

裁判所において土曜閉庁方式による週休二日制

を「、毎月ノ第二土曜日若クハ第四土曜日、國民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）ニ規定スル休日、一月二日、一月三日又ハ十二月二十九日乃至十二月三十一日」に改める。

（刑事訴訟法の一部改正）

第三条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第三項中「一月一日二日三日、十二月二十九日三十日三十一日又は一般の休日として指定された日」を「毎月の第二土曜日若しくは第四土曜日、國民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日」に、「あたる」を「当る」と、「但し」を「ただし」に改める。

（検察審査会法の一部改正）

第四条 検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第二項を次のように改める。

前項に掲げる日が検察審査会の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い検察審査会の休日でない日に前項のくじを行わなければならない。

第九章中第四十六条の前に次の一条を加える。

第四十五条の二 検察審査会の休日について

は、裁判所の休日に關する法律（昭和六十三年法律第

号）第一条の規定を準用する。

（刑事訴訟法施行法の一部改正）

第五条 刑事訴訟法施行法（昭和二十三年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次のただし書きを加える。

ただし、期間の計算については、新法によ

る。

（民事訴訟法施行法の一部改正）

第二条 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一項中「其ノ他ノ一般ノ休日」を「、毎月ノ第二土曜日若クハ第四土曜日、國民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）ニ規定スル休日、一月二日、一月三日又ハ十二月二十九日乃至十二月三十一日」に改める。

（附則）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条に次のただし書きを加える。

ただし、期間の計算については、新法によ

る。

（附則）

第一条 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

裁判所において土曜閉庁方式による週休二日制

を実施するため毎月の第二土曜日及び第四土曜日を裁判所の休日とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



昭和六十三年十一月二十六日印刷

昭和六十三年十一月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D